インフォメーション

平成 22 年 8 月 5 日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

エコカー補助金・エコポイントの課税関係

経済対策として導入されたエコカー補助金やエコポイントを受け取られた方も 多いと思います。今回は、エコカー補助金やエコポイントの課税についてです。

1 エコカー補助金

(1) 法人の場合

原則として収入として計上します。ただし国庫補助金で取得した固定資産は補助金の範囲内で固定資産の圧縮記帳が認められます。

圧縮記帳を選択した場合は、課税の繰延べの処理となりその後の減価償却費が減少することにより利益が増加します。また、確定申告書に「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳等の損金算入に関する明細書」を添付する必要があります。

(2) 個人事業者の場合

補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額は総収入金額に算入しないとされています(所得税法42①)。また取得した車両の減価償却費はの計算は、購入金額から補助金を控除した金額にて行います。したがいまして、上記の法人の場合の圧縮記帳を適用した場合と同じ効果となります。また、確定申告時に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」の添付が必要です。

(3) 事業者でない個人の場合

一時所得扱いとなります。他の一時所得の金額と合算して50万以上の場合は申告する必要があります。

2 エコポイント

(1) 法人・個人事業者が事業に関連して受け取った場合 エコポイントを使用した時に収益計上します。

- ② 経費に使用した場合 仕訳 (借方)経費×× (貸方)雑収入××
- (2) 事業者でない個人の場合

エコカー補助金と同様に、一時所得扱いとなります。